

参 考 资 料

裁判所法の一部を改正する法律案について(司法修習生に対する修習資金の貸与制)

改正後の裁判所法

第67条(修習・試験)

第六十七条(修習・試験) (略)

- ② 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。
- ③ 前項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

- 1 本改正は、現行第67条第2項中「国庫から一定額の給与を受ける」を削除すること(条文上は、後記2の理由により、「最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない」に改めることとしている。)により、司法修習生に給与を支給する給費制を廃止し、これに代えて、第67条の2の新設により、司法修習生に修習資金を貸与する制度(貸与制)を導入するものであり、その財政政策上の理由については、別紙1のとおりである。

なお、第67条第2項本文の上記改正に伴い、司法修習生に対する給与の支給は修習のため通常必要な期間内に限られるとする同項ただし書も削除するものとしている。

- 2 修習資金は、後記のとおり、司法修習生がその修習期間中に修習に専念することができるようにするための経済的支援を行い、修習の実効性を確保するため、すなわち、司法修習生が修習に専念する義務(以下「修習専念義務」という。)を担保するために貸与するものであるところ、このような貸与制の趣旨を法律上明確にするためには、制度の目的・前提となる修習専念義務を法律上規定し、法制的にこれを明確に位置付ける必要がある。そこで、第67条第2項中、削除すべき「国庫から一定額の給与を受ける」を「最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない」に改めることとしたものである。

現行の給費制においては、「給与を受ける」と規定することにより、修習期間中の生活を経済的に保障して司法修習生が修習に専念することができるようにする趣旨であることが法律上も明確に定められているということができ、その上更に修習専念義務を法律上規定する必要はないものと考えられるが、貸与

制においては、「修習資金を貸与する」と規定するだけでは貸与の趣旨が法律上明確であるとはいえず、これを明確にするためには、法律上、制度の目的・前提となる修習専念義務を規定し、法制的にこれを明確に位置付けた上で、修習資金が、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であることを規定する必要があると考えられる。

そして、貸与制においても、司法修習の意義・重要性や修習専念義務の内容は変わるものではなく、修習専念義務についての上記の規定は、現在と同じ内容の修習専念義務（抽象的な行為規範としての修習専念義務）を、上記のような法制的な理由から法律上規定するものであり、その具体的な内容（具体的な修習への専念の在り方）については現在と同様に最高裁判所規則で定めるべきものと考えられる（現在は、第67条の第3項の包括委任を根拠として定められている現行規則が、新第2項の個別委任を根拠とすることになるものであり、現行規則の形式等に何ら変更を要するものではない。）。

○ 最高裁判所規則の規定事項

上記のとおり、貸与制の下でも、修習専念義務の内容は変わるものではないことから、その具体的な発現・態様として、現行の司法修習生に関する規則で規定されている事項（兼職・兼業の禁止、能力・識見等の涵養、罷免事由等）については、貸与制に移行した後も変更を要しないものと考えられる（変更はないものと承知している）。

第67条の2（修習資金の貸与等）（新設）

（第1項）

最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

- 1 現行第67条第2項中「国庫から一定額の給与を受ける」の削除（条文上は、前記のとおり、「最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない」に改正）による司法修習生に給与を支給する給費制の廃止に伴い、これに代えて、本条の新設により、従前と同様に司法修習生がその修習期間中に修習に専念することができるようにするための経済的支援を行い、修習の実効性を確保する（修習専念義務を担保する）ため、通常の修習期間において、

司法修習生に対し、その申請により、無利息で、国庫から修習資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金）を貸与する制度（貸与制）を導入するものである。

2 「修習資金」については、司法修習生がその修習期間中に修習に専念することができるようにするための経済的支援を行い、修習の実効性を確保するため、すなわち、修習専念義務を担保するために貸与するという制度の趣旨が法律上明確になるようにするため、前記のとおり第67条第2項において修習専念義務を法律上規定し、法制的にこれを明確に位置付けた上で、本項において、本制度における貸付金の名称を類似の貸与制度（修学資金・学資金）に倣って「修習資金」とするとともに、その定義を「司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金」と規定している。

3 現行の給費制では、通常の修習期間の修習を受けたにもかかわらず考試（いわゆる二回試験）に合格しなかった（合格留保とされた）者については、もはや給与を支給するのは不相当であることなどから、通常の修習期間を超える部分については、給与を支給しないものとされている（裁判所法第67条第2項ただし書）ところ、貸与制においても、この趣旨は同様に妥当することから、通常の修習期間中において貸与を行う（すなわち、考試の合格留保者にはそれ以上の貸与は行わない）ものとするのが相当である。

そこで、条文上も、「その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」において修習資金を貸与する旨を規定している。

○ 最高裁判所が定める事項

現行裁判所法第67条第2項ただし書の「修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」については、各期の司法修習が開始される際に、最高裁判所が具体的な期間を定めているところ、改正案第67条の2第1項の「修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」についても、同様に、各期の司法修習が開始される際に、最高裁判所が具体的な期間を定めることが考えられる。

4 給与の支給という利益だけを受ける現行給費制とは異なり、貸与制の下では修習資金の貸与を受ける司法修習生には相当額の返還義務という相応の負担も課されるものである以上、個々の事情により、修習資金の貸与という修習期間中の収入取得禁止の代替措置を受ける利益を放棄する代わりに、修習終了後の返還義務の負担を回避することを希望する者もあり得ると考えられ、そのよう

な個々の司法修習生の個別の事情に応じた選択の途を認めることが、より司法修習生の利益に資するとともに、財政政策上も効率的であると考えられるので、全司法修習生に一律に貸与するのではなく、貸与を希望する司法修習生に対し、その申請により貸与するものとするのが相当である。

- 5 貸与制の下でも、現行の給費制と同様に、法曹の水準の確保・向上等に不可欠の課程である司法修習の実効性を確保するため、修習専念義務に基づいて兼職・兼業を禁止する必要があること、これにより修習期間中に収入を得ることを禁止していることに対する代替措置を講ずる必要があること(注1)や、修習専念義務の担保を十全なものとするためには貸与を受けやすい制度とする必要があることに加えて、法曹に優秀な人材を確保する政策的な必要性からも、修習資金については、貸与を受ける必要性を要件とするのは相当ではなく(注2)、また、返還の期限までは無利息とするのが相当である(別紙2参照)。

同様の政策目的に基づく類似の貸与制度(自衛隊法による学資金貸与制度及び矯正医官修学資金貸与制度)においても、貸与の必要性は要件とされておらず、また、返還の期限までは無利息とされている。

(注1) 収入を得ることが一律に禁止されている以上、個々の司法修習生の資産等の経済状況・資力のいかんにかかわらず、これに対する代替措置を講ずる必要があると考えられる。

(注2) 現行給費制の下で何らの要件を要せずに全員に支給されている給与・手当分に相当する貸与額(標準額)については、司法修習生が自らの判断に基づいて貸与を受けることを希望する以上、貸与を受けることができるものとするのが相当であると考えられる。これに対し、現行給費制の下でも一定の要件を満たす者だけに支給される扶養手当・住居手当に相当する分を加算した貸与額については、同様の要件が必要になるものと考えられる。

(第2項)

修習資金の額は、最高裁判所の定めるところによる。

前記のような貸与制の趣旨・目的からすれば、修習資金の貸与額については、司法修習生が、無収入の状態となる修習期間中における生計の基盤を確保し、修習に専念することができる水準の額(修習専念義務を担保できる水準の額)とするのが相当である。

そして、その具体的な貸与額については、類似の貸与制度においてもすべて一

律に政令に委任されているのと同様に（自衛隊法による学資金貸与制度、日本学生支援機構による学資金貸与制度及び矯正医官修学資金貸与制度のいずれにおいても、具体的な貸与額の定めは政令に委任されており、日本学生支援機構による学資金貸与制度では、政令で、数段階の貸与額を設定し、そのうち学生が選択する額を貸与する旨が規定されている（独立行政法人日本学生支援機構法施行令第2条）。これらにおいては、経済情勢や学資金貸与のニーズの変化に柔軟に対応する必要性等を考慮し、政令に委任されているものと考えられる。）、経済情勢の変化に柔軟に対応するなどの観点から、最高裁判所規則で定めるものとするのが適当である。

また、現行の給費制においても、裁判所法上は、司法修習生は国庫から一定額の給与を受けるとのみ規定され（裁判所法第67条第2項）、具体的な給与月額及び支給される手当等は最高裁判所規則（司法修習生の給与に関する規則）で規定されているところ、貸与制における貸与額については、現行給費制の給与・諸手当の支給水準やその支給要件を踏まえ、ほぼこれに相当する額を貸与するものであり（別紙3参照）、現行給費制からの連続性・整合性の観点からも、具体的な貸与額やその要件等については、最高裁判所規則で定めるものとするのが適当であると考えられる。

なお、一定額の貸与額を定めるのではなく、数段階の貸与額とその要件等も定めることから、裁判所法全体の規定振りとの均衡も考慮して、「最高裁判所の定めるところによる」という規定振りとしている。

（注）現行の給費制で、特段の要件はなく、司法修習生全員に支給されている給与・手当に相当する標準的な貸与額については、貸与制でも、要件を課すことなく、これにほぼ相当する額の貸与を受けることができるようにし、また、一定の要件で支給される手当（扶養手当・住居手当）に相当する分を加算した貸与額については、同様の要件を課した上で、これにほぼ相当する額を貸与するものとする（下記参照）。

○ 最高裁判所規則の規定事項

最高裁判所規則では、例えば、次のような事項を定めることが考えられる。

現行の給費制における給与及び諸手当の支給水準を踏まえて、数段階に区分した貸与月額をあらかじめ設定し、司法修習生の選択又は一定の要件審査を経て、具体的な貸与月額を定めるものとする。

具体的には、①現行の給費制で司法修習生全員に支給されている給与月額及び期末手当（月割額）を踏まえて、23～25万円程度を標準的な貸与月額として設定するとともに、②18～20万円程度及び③28～30万円程度の貸与月額を設定した上、司法修習生が①又は②の額のいずれかを選択するものとし、扶養家族を有し住居を賃借している者は③の額の貸与を受けることができるものとする。

すなわち、(a)貸与を希望しない者には貸与をしないのと同様の趣旨で、返還債務の額が多大にならないように貸与月額をより少額にすることを希望する者については、生活基盤の確保という貸与制の趣旨に合致する範囲で標準的な貸与月額を減額した②の貸与月額の選択の途も認めるとともに、(b)扶養家族を有し住居を賃借している者は典型的にこれより多額の生計費を要することから、要件審査を経て貸与額の加算を認め、③の貸与月額の貸与を受けることを認めるものである。

(第3項)

最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。

- 1 被貸与者が、災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となった場合には、その返還の期限を一時的に猶予することができるものとするのが相当である。

そして、災害又は傷病に準ずる他の返還猶予事由については、すべての想定される場合を現時点で網羅的に規定することは困難であることから、類似の貸与制度の返還猶予事由の規定例（矯正医官修学資金貸与法第10条第3号，公衆衛生修学資金貸与法第10条第3号等）と同様に、「その他やむを得ない理由」という一般条項を補充的に規定するのが適当である。

「その他やむを得ない理由」としては、例えば、育児・介護等のやむを得ない理由により修習資金の返還が困難となった場合などが考えられる。

- 2 修習資金返還を猶予する場合においては、国の債権の管理等に関する法律第26条の規定（国の債権について履行延期の特約等をする場合は、担保を提供させ、利息を付し、債務名義を取得するために必要な措置をとる旨を規定）は適用しないものとする必要がある。

（参考）

- 国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）
（履行延期の特約等に係る措置）

第二十六条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものと

する。ただし、第二十四条第一項第一号に該当する場合、当該債権が第三十三条第三項に規定する債権に該当する場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

- 2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権（債務名義のあるものを除く。）について履行延期の特約等をする場合には、政令で定める場合を除き、当該債権について債務名義を取得するため必要な措置をとらなければならない。

(第4項)

最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

被貸与者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなった場合には、その全部又は一部の返還を免除することができるものとするのが相当である。

類似の貸与制度（自衛隊法による学資金貸与制度及び日本学生支援機構による学資金貸与制度）においても、返還免除事由については、同様の事由が法律で規定されている。

(第5項)

前各項に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

修習資金の貸与及び返還に関する事務は、司法修習における施策の一環として最高裁判所が行うものであることから、法律上規定するもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項（手続的・細則的事項）は、最高裁判所が（最高裁判所規則等で）定めるものとするのが適当である。

具体的には、例えば、以下のような事項については、類似の貸与制度において政令・省令に委任されている例と同様に、貸与及び返還に関する手続的・細則的事項であると考えられ、司法修習の在り方や修習の内容、経済情勢の変化、貸与総額に照らした被貸与者の返還の経済的負担の実情、債権管理に係る事務処理の状況等の諸事情を踏まえて、最高裁判所が（最高裁判所規則等で）定めるものとするのが適当である（手続の細目については、最高裁判所規則において更に規程等に再

委任されることになる。))。

○ 最高裁判所規則の規定事項

最高裁判所規則では、例えば、次のような事項を定めることが考えられる。

(1) 保証人

国の債権の適正な管理等の観点から、類似の貸与制度と同様に、修習資金の貸与を受けようとする司法修習生は、保証人を立てなければならないものとし、保証人は、被貸与者と連帯して債務を負担するものとする。

(注) 自衛隊法による学資金貸与制度においても、保証人を要する旨は政令で規定されており、また、日本学生支援機構による学資金貸与制度では、保証人を要する旨は省令で規定されている。

(2) 貸与方法

修習資金の貸与方法については、貸与を受ける司法修習生に係る通常の修習期間中（第1項の説明参照）において、毎月、貸与するものとする。

(注) 自衛隊法による学資金貸与制度では、毎月貸与することなどが政令で規定されている。

(3) 貸与の終了

貸与の終了については、最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が、司法修習生を罷免された場合（裁判所法第68条、司法修習生に関する規則第17条、第18条）、死亡した場合又は修習資金の貸与を受けることを辞退した場合に、当該貸与を終了するものとする。

(注) 自衛隊法による学資金貸与制度においても、同様の事由による貸与の留保・廃止等が政令で規定されている。

(4) 返還据置期間

修習終了後5年間程度の返還据置期間を設け、被貸与者は、同期間の経過後に返還を開始するものとする。ただし、司法修習生を罷免されたことにより貸与が終了した場合には、返還据置期間は設けないものとする。

(注) 司法修習生に対する貸与制においては、他の修学資金貸与制度と比較して返還額が多額となり（このほか、多額の法科大学院の奨学金返還債務を負っている者も少なくないと想定される。）、また、修習を終了して実務に就いた当初の数年間はその収入に照らして修習資金の返還が相応の負担となると考えられることから、修習終了後数年間（例えば5年程度）の返還据置期間を設けるのが相当である。

日本学生支援機構による学資金貸与制度においても、前記のとおり、返還の期限

及び方法を政令に委任した上で、政令で、貸与終了後6か月を経過した時から返還する（すなわち6か月間の返還据置期間を設ける）旨を規定している（独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条）。

(5) 返還期間

修習資金の返還期間は、10年以内とする（上記(4)の返還据置期間は含まない。）。

(注) 自衛隊法による学資金貸与制度及び日本学生支援機構による学資金貸与制度では、返還の期限及び方法は、政令に委任されている。これらにおいては、国の債権の適正な管理は国の債権の管理等に関する法律の規制により法律上担保されていることを前提とした上で、返還の時期及び方法は手続的・細則的事項と考えられることや、被貸与者の返還の経済的負担の実情に柔軟に対応する必要性等を考慮し、政令に委任されているものと考えられる。

(6) 返還方法

返還の方法については、年賦の均等返還とし、繰上返還も認めるものとする。

(注) 上記(5)の(注)を参照。

(7) 延滞利息

被貸与者が正当な理由なくして修習資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年〔14.5〕パーセント(注)の割合で計算した延滞利息（遅延損害金）を支払わなければならないものとする。

(注) 年14.5パーセントの利率は、類似の貸与制度（自衛隊法による学資金貸与制度等）を始めとする多くの国等の債権に係る延滞利息ないし延滞金の利率に倣ったものである。

(8) 貸与の申請等、貸与の具体的な手続

(9) 返還明細書の提出等、返還の具体的な手続

(10) 返還猶予の申請等、返還猶予の具体的な手続

(11) 返還免除の申請等、返還免除の具体的な手続

改正法附則

(第1項)

(施行期日)

- 1 この法律は、平成十八年十一月一日から施行する。

給費制から貸与制への移行は、司法修習生の大幅な増加を前提とする新たな法曹養成制度の整備に伴い、その環境整備の一環として財政的な観点から必要となるものであるところ、新たな法曹養成制度は、法科大学院、新司法試験及び新司法修習の全プロセスにより構成されるものであり、貸与制への移行時期については、相応の告知期間を確保した上で、新司法修習、すなわち、法科大学院を修了して新司法試験に合格した者に対する司法修習の開始に合わせて移行する（改正法を施行する）のが相当である。

したがって、改正法の施行期日は、平成18年11月1日とするのが適当である。

(第2項)

(経過措置)

- 2 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の給与については、なお従前の例による。

貸与制に移行する前（改正法の施行前）に既に給費制の下で司法修習を開始した司法修習生については、修習期間の中途から給与の支給を廃して貸与制に切り替えるのは適当ではないため、経過措置として、給費制の適用を継続するものとするのが相当である。

そこで、改正法施行前に採用され、その施行後も引き続き修習をする司法修習生の給与については、なお従前の例による旨の経過措置を設けるものである。

(第3項)

(裁判官の報酬等に関する法律の一部改正)

- 3 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次

のように改正する。

第十四条ただし書を削る。

本改正により給費制が廃止されることに伴う関係法律の整備として、裁判官の報酬等に関する法律第14条ただし書（同法の通し番号の附則の規定）を削るものである。

すなわち、昭和23年の裁判官の報酬等に関する法律の制定に伴い、同法の（通し番号の附則の規定である）第14条本文により、従前の「裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律」が廃止されたが、同条ただし書により、「司法修習生の受ける給与については、なお従前の例による」ものとされている（廃止前の裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律第8条は、司法修習生の受ける給与は、当分の間、最高裁判所の定めるところによること（第1項）、司法修習生には、給与のほか、当分の間、一般の官吏の例による給与を支給することができるものとする（第3項）などを規定しており、同法第9条は、司法修習生の給与等に関する細則は最高裁判所が定める旨を規定している。）。

そこで、本改正により司法修習生に給与を支給する給費制が廃止されることから、本改正に伴う関係法律の整備として、上記の裁判官の報酬等に関する法律第14条ただし書を削るものである。

（以上）

(別紙 1)

財政政策上の観点からの貸与制への移行の必要性

1 財政政策上の観点からの検討の必要性

- (1) 今般の法曹養成制度改革においては、国民の多様かつ広範な要請にこたえることのできる多数の質の高い法曹を養成するため、法曹養成の中核的な教育機関として法科大学院を創設するとともに、司法試験合格者数を大幅に増加させるものとされている（司法試験合格者数の増加に伴い、司法修習生の数も同様に増加することになる。）。

法科大学院については、本年 4 月に、全国で 68 校が開校し、学生数は 6000 人近くとなっている（注 1）。司法試験合格者数についても、順次増加し、平成 14 年度からは 1200 人程度となっており、本年度からは年間 1500 人程度に、更に平成 22 年ころには年間 3000 人程度を目指す（注 2）ものとされている。

（注 1）来年度以降も、新たな法科大学院の設立が検討されており、学生数も更に増加することが見込まれる。

（注 2）年間 3000 人という合格者数は上限ではなく、法曹に対する社会の需要に応じて、将来的に更に増加する可能性もある。

- (2) 新たな法曹養成制度における司法修習については、上記のような法科大学院の創設及び司法試験合格者の大幅な増加を前提とした上で、司法修習生の大幅な増加に実効的に対応することができる制度設計を整備する必要がある。

そして、これまで法曹人口の増加の必要性が再三論じられながら、司法試験合格者及び司法修習生の増加が長年にわたって実現しなかった理由として、従来から、司法修習生の給費制に伴う財政負担の問題が指摘されてきたところであり、新しい司法修習の制度設計に当たっては、このような財政政策上の観点から、給費制の在り方（給費制の見直し）について検討することが不可欠である。

2 法曹養成課程全体における財政負担の大幅な増大

- (1) 法科大学院については、その教育の充実を図るとともに、学生の経済的負担を軽減するため、大規模な財政支援が不可欠であり（注 3）、平成 16 年度予算

においては、以下のような財政支援措置が講じられている。

①法科大学院支援経費（私学助成） 約 25 億円（新規）

②日本学生支援機構（旧育英会）奨学金事業 法科大学院分で約 68 億円

③法科大学院等形成支援経費（注 4） 約 15 億円（新規）

（上記①～③の合計 約 108 億円）

（注 3）法科大学院では、少人数教育を基本とした密度の濃い教育を行うため、他の学部等と比較して多数の教員が必要となることなどから、その運営に多額の経費が必要となる。また、多様な人材を法曹に受け入れるためには、法科大学院の学生の経済的負担を合理的な範囲内に抑えることが必要である（授業料が高額となったり、十分な奨学制度がない場合には、有為の人材が経済的理由から法曹になることを断念せざるを得なくなる。）。

（注 4）教育内容・方法の充実や特色ある取組を行う法科大学院等専門職大学院に対する国公私を通じたプロジェクト支援

(2) また、司法修習生の給与に要する予算額は、現在の司法修習生 1200 人体制（修習期間 1 年 6 か月）で、約 64 億円（平成 16 年度予算における司法修習生手当の予算額。物件費等の経費も含めた予算額は約 98 億円）であるところ、司法修習生 3000 人体制（修習期間 1 年）となった場合には、その予算額は約 105 億円（同約 150 億円）に膨張することが見込まれている。

3 司法制度改革全体との関係

(1) 今般の司法制度改革においては、法曹養成制度の改革のほか、総合法律支援の実施や、裁判員制度の導入など、種々の制度改革が行われるものであり、大規模な財政措置が必要となる施策もある。

例えば、総合法律支援については、その運営に年間 200 億円以上の経費が必要になるものと試算され、既存の法律扶助関係予算（平成 16 年度予算で約 40 億円）や国選弁護関係予算（同約 77 億円）を振り替えても、なお 80 億円以上の予算増が必要になるものと予測されている。

また、裁判員制度についても、運営費用（裁判員及びその候補者への日当等）として十数億円規模の予算が必要になるもの考えられるほか、制度開始までの周知・広報活動や法廷の改修その他の準備にも相当多額の予算が必要になるものと考えられる。

(2) 財政当局は、近時の厳しい財政事情の下、予算全般について既定経費の見直

しを求めているところであるが、司法制度改革については、事前規制型社会から事後監視型社会への移行に伴う司法制度改革の意義及び必要性は理解しつつも、限られた財政資金の効率的使用の観点に立った制度設計が必要であるとの姿勢を強く打ち出しており、総合法律支援の実施、裁判員制度の導入、法曹人口の拡大等に伴い、中期的にも財政負担の拡大が見込まれることから、司法制度改革を進める中で、司法修習生の給費制は早期に廃止し貸与制への切替えを行うべきであると指摘している(注5)。

(注5) 財務省に設けられた財政制度等審議会は、予算編成に関する建議等において、この数年来一貫して、上記のように指摘しており、平成14年11月以降は、司法修習生の給費制は早期に廃止して貸与制への切替えを行うべきであるとしている。

4 貸与制への移行の必要性

- (1) 前記2のとおり、法科大学院に対する財政支援として既に100億円規模の財政負担が生じており、今後の司法試験合格者及び司法修習生の大幅な増加により、司法修習について更に50億円前後の大幅な財政負担の増加(給費の予算額だけで現在と比較して約40億円の増加)が見込まれることに加え、前記3のとおり、総合法律支援の実施や裁判員制度の導入等のため、更に100億円規模での財政負担の増加が見込まれており、財政当局は、限られた財政資金の効率的使用の観点に立った制度設計を求めている。
- (2) 司法修習生の給費制は、法曹の社会的使命の重要性にかんがみ、統一的な司法修習制度を経済的に支える趣旨で導入されたものと考えられるが、公務員でなく公務にも従事しない者に対して国が給与を支給するという点で、法制度上極めて異例の例外的な取扱いであり、近時の厳しい財政事情の下では、このような給費制に対しては、司法修習は個人が法曹資格を取得するための課程である以上、受益と負担の観点からは司法修習生が自ら必要な経費を負担すべきである(前記財政制度等審議会の建議)などの批判もあるところである。

そして、司法修習生数は司法修習制度の開始当初は200～300人程度であり、その後も長年の間500人程度であったが、近年、司法修習生の増加に伴い、給費のための財政負担も年々増加しており、今後司法修習生が更に大幅に増加すること(3000人体制の実現)が確実に見込まれる状況の下では、法曹の社会的使命の重要性等を考慮しても、更に多額の財政資金を投入して国が司法修習生に給与を支給する(法制度上極めて異例の例外的な)取扱いを継続することについて、納税者である国民の理解を得ることは極めて困難であると

考えざるを得ない。

- (3) 以上のとおり、新たな法曹養成制度における司法修習において、司法修習生の大幅な増加に実効的に対応し、法曹人口の拡大を実現するためには、司法制度改革全体における財政負担をも視野に入れるとともに、上記(2)の現行制度に対する批判等も踏まえてなお納税者である国民の理解が得られるよう(注)、司法修習生に対する経済的支援の在り方について、司法修習生に対する経済的支援の必要性(修習専念義務に基づく兼職・兼業の禁止による修習期間中の収入取得禁止に対する代償措置の確保の必要性)と上記の財政政策的な対応の必要性との調和の観点から、より財政負担の少ない合理的な制度の在り方として、給費制から貸与制に移行することが必要かつ適当であると考えられる(これにより、現在の給費の予算額約64億円(将来的には約105億円)を縮減し、財政資金を司法制度全般の諸施策に効率的に投入することが可能になる。))。

もちろん、貸与制に移行する場合でも、司法修習生の修習専念義務や法曹三者を統一的に養成する司法修習の制度趣旨が担保されることが必要不可欠であることはいうまでもなく、それらが確実に担保される制度として貸与制の内容・実質を十分に確保することが重要である。

- (注) 以前の財政経済事情と数百人体制の予算額(司法修習生の数は長年の間500人程度にとどまっていた。)の状況の下では、法曹の社会的使命の重要性にかんがみ、司法修習に専念する義務を担保して司法修習制度を経済的に支えるための方策として、公務員でなく公務にも従事しない者に対する給与の支給という特例的な取扱いについても一定の社会的な理解が得られていたものと考えられるが、現下の厳しい財政経済事情と増大する財政負担の状況の下で、今後の法曹人口の更なる拡大や司法制度全体の財政負担の増大等の諸事情も踏まえれば、前記のような給費制に対する批判のあることをも考慮して、今後の司法修習生に対する経済的支援の在り方について、国民の理解が得られる制度を再検討することが不可欠の状況に立ち至っているといわざるを得ないと考えられる。

貸与の必要性の要件と利息の有無について

1 現行の給費制について

(1) 現行の給費制については、法曹の社会的使命の重要性にかんがみ、法曹の水準の向上等のために国家の監督の下での統一的な法曹養成の仕組みとしての司法修習を法曹資格取得の要件とし、司法修習の内容及び本質から当然に導かれる抽象的な行為規範としての修習に専念する義務（以下「修習専念義務」という。）に基づき、修習期間中の兼職・兼業を禁止している（その結果、修習期間中は兼業等により収入を得ることが禁止されている。）ことを踏まえ、その修習専念義務を担保し、上記の制約の代償措置として司法修習生が修習期間中における生活の基盤を確保できるようにするため、国庫から給与を支給する制度が採用されたものと考えられる。

また、給費制は、司法修習を法曹資格取得の要件としている以上、司法修習生にその修習期間中に上記の制約の代償としての一定水準の経済的な支援を与えることにより、法曹に優秀な人材を確保する政策的な機能を有しているものと考えられる。

(2) そして、現行の給費制の下では、上記のとおり、司法修習生の修習専念義務に基づいて修習期間中に兼業等により収入を得ることを禁止していることに対する「代償措置」を講ずる必要があることや、法曹に優秀な人材を確保する政策的な必要性が認められることから、個々の司法修習生の経済状況・資力や支給の必要性の有無を問わず、一律に給与を支給する制度が採られているものと考えられる。

2 貸与制への移行と貸与の在り方

(1) 給費制から貸与制に移行した後も、法曹の水準の向上等に不可欠の課程である司法修習の実効性を確保するため、司法修習生の修習専念義務に基づいて兼職・兼業を禁止する必要があること、兼業等により収入を得ることを禁止していることに対する「代償措置」を講ずる必要があることは、変わるものではない。

すなわち、給費制から貸与制への移行は、新たな法曹養成制度の整備に当たり、司法修習生の大幅な増加に実効的に対応するため、法曹養成過程及び司法制度全体における財政負担の合理化を図る必要性があることなどから行われるものであり、司法修習の制度趣旨や修習専念義務の性質・内容は変わるものではない。したがって、司法修習を法曹資格取得の要件とし、司法修習生の修習

専念義務に基づいて修習期間中の兼職・兼業を禁止している国としては、司法修習生はその資産等の経済状況・資力や必要性のいかんにかかわらず修習期間中は一律に収入を得ることを禁止されていることに変わりはない以上、引き続き、修習専念義務を担保し、司法修習生が修習期間中における生活の基盤を確保できるようにするための代償措置（給費制の代替措置）として、貸与制による経済的な支援を行うべき必要があるものである。

また、給費制から貸与制に移行した後も、法曹に優秀な人材を確保する政策的な必要性が認められることは変わるものではなく、類似の法制である自衛隊法による学資金貸与制度及び矯正医官修学資金貸与制度においても、貸与の必要性は一切要件とされていないところ、これらも、高度専門分野の知識・技術等を備えた自衛隊員や矯正施設で勤務する医師を確保する政策的な必要性を考慮したものと考えられる。

このように、兼業等により収入を得ることを禁止していることに対する「代償措置」を講ずべき必要性に加え、法曹に優秀な人材を確保する政策的な必要性の観点からも、貸与を受ける必要性を要件とするのは相当ではなく、現行の給費制の下で何らの要件を要せずに支給されている給与・手当分に相当する標準額の修習資金に関する限り（注1）、司法修習生が自らの判断に基づいて貸与を受けることを希望する以上、貸与を受けることができるものとするのが相当であると考えられる（注2）。

（注1）現行の給与・諸手当の額を踏まえた標準額の貸与については、現行の給与等と同様に、特に貸与の必要性を要件としないことになるが、現行の扶養手当・住居手当に相当する上乗せ額の貸与については、現行のこれらの手当の支給要件と同様に、扶養親族の存在及び住居の賃貸を貸与の必要性の要件とすることになる。

（注2）仮に標準額の修習資金についても貸与の必要性を要件とする場合には、貸与に当たってその要件の有無を審査することが制度的に不可欠となるところ（制度として貸与の必要性を要件としながらその審査をしないでよいとするわけにはいかならないと考えられる。）、貸与の必要性とは、具体的には、貸与を受けなければ修習期間中における生活の基盤を確保することが困難な経済状況にあることということになり、結局は資力要件を課すのと同様の結果になるため、現行制度よりも司法修習生に著しく不利益な結果となることは避けられない。

- (2) なお、貸与の必要性を要件としない場合においても、貸付金の趣旨を法律上明らかにすることは、例えば、その名称を「修習資金」とした上でその定義を「司法修習生が〔最高裁判所規則で定めるところにより〕その修習に専念するための資金」のように規定すること等によって可能であり、これにより、司法修習生が修習期間中における生活の基盤を確保できるようにし、修習専念義務を担保するために貸付金を貸与するという制度趣旨は、法律上明確になるもの

と考えられる。

3 貸付金の利息の有無について

- (1) 前述のとおり、給費制から貸与制に移行した後も、法曹の水準の向上等に不可欠の課程である司法修習の実効性を確保するため、司法修習生の修習専念義務に基づいて兼職・兼業を禁止する必要があることから、兼業等により収入を得ることを禁止していることに対する「代償措置」を講じ、司法修習生に一定水準の経済的な支援を与える必要があることは、変わるものではない。

また、制度の移行後も、法曹に優秀な人材を確保する政策的な必要性が認められることは変わるものではなく、類似の法制である自衛隊法による学資金貸与制度及び矯正医官修学資金貸与制度においても、高度専門分野の知識・技術等を備えた自衛隊員や矯正医官（矯正施設で勤務する医師）を確保する政策的な必要性を考慮して、無利息の貸与とされている（注）。

（注）日本学生支援機構の学資金（奨学金）については、無利息の学資金と有利息の学資金とがあるが、これは、学生一般に対する学資金（奨学金）貸与制度であり、法曹や自衛隊員・矯正医官のような特定の職種に優秀な人材を確保する政策的な機能を有する貸与制度とは、本質的にその性質を異にするものといえる。もっとも、日本学生支援機構の学資金も、「特に優れた学生等」（第一種学資金）については無利息としており、これは同様の政策的な趣旨によるものと考えられる。

- (2) このように、兼業等により収入を得ることを禁止していることに対する「代償措置」を講ずべき必要性や、司法修習生が貸与を受けやすくして修習専念義務の担保をより十全なものとする必要性に加え、法曹に優秀な人材を確保する政策的な必要性の観点からも、貸与制への移行後の貸付金については、返還の期限までの間は無利息とするのが相当であると考えられる（注1）（注2）。

（注1）仮に有利息の貸与とする場合には、貸付金の返還以外の新たな負担を司法修習生に付加的に負わせることになるため、兼業等による収入の禁止に対する「代償措置」として十分といえるか疑問であり、司法修習生が貸与を受けにくくなることにより修習専念義務の担保が不十分なものとならないか懸念される上、人材確保の政策的な観点からも妥当とはいえないのではないかと考えられる。

（注2）返還の期限の経過後は、類似の諸制度と同様に、延滞利息の支払義務を負うべきものとするのはもとより必要である。

以 上

(別紙3)

貸与制移行後の貸与月額について(案)

現行給費制における給与・手当の種類と支給額			
給与月額(本俸)	I 種試験採用者との均衡や修習生の平均的な年齢等を考慮し、長年にわたり、現在のような格付け(行(一)3/3と3/4の間)が採られてきた。	20万2900円	生計費
調整手当	民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に対して支給される手当であり、これにより地域における民間の賃金水準との均衡を図るとともに、物価、生計費を異にすることによる実質的な給与の均衡を維持するもの。	1万3000円 (平均額)	
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に対して支給される手当であり、寒冷・積雪によるこれらの地域に勤務する職員の冬期間における暖房用燃料費等生計費の増嵩分を補填するもの。	1000円 (平均額)	
期末手当	賞与(一律支給)に相当するものではあるが、盆、暮等の生計費の増嵩を補填する趣旨で支給されていた生活補給金等の一時金の支給の延長に位置付けられ、生活補助給としての性格も有している。	4万2000円 (平均額・月割)	
勤勉手当	賞与(成績査定分)に相当するものであり、職員の勤務成績に応じて支給される。	2万0000円 (平均額・月割)	
扶養手当	職員が扶養親族を有することにより生ずる生計費の増嵩を補助するものであり、基本給たる給与を補完するもの(職員の届出必要)。	配偶者1万3500円 子2人まで1人につき 6000円 子3人以上1人につき5000円	
住居手当	住居面における職員の出費を補填するもの(職員の届出必要)。	家賃の約半額 (上限額2万7000円)	実費負担
通勤手当	職員の通勤に要する経費を補助するものであり、実費弁償的 성격が強い(所得税法上も10万円を限度として非課税)(職員の届出必要)。	交通費実費 (上限額5万5000円)	



貸与制における貸与月額			
給与月額相当分	20万円	3段階の 貸与月額 18万円～ 20万円 23万円～ 25万円 28万円～ 30万円	
調整手当相当分	5万円		
寒冷地手当相当分			
期末手当相当分			
勤勉手当相当分	不支給		
扶養手当相当分	5万円		28万円～ 30万円
住居手当相当分			
通勤手当相当分	旅費として支給		

